

○事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（平成十九年経済産業省令第五十三号）新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認証紛争解決事業者の認定に係る手続実施者の要件）</p> <p>第四条 法第四十八条第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第四十八条第一項第一号の手続実施者を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を三件以上有すること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項第二号の手続実施者の中には、民事再生法第五十四条第二項の監督委員（以下単に「監督委員」という。）若しくは同法第六十四条第一項の管財人又は会社更生法第四十二条第一項の管財人（以下単に「管財人」という。）の経験を有する者が一人以上含まれなければならない。ただし、事業再生計画案が債権放棄を伴う場合には、手続実施者を三人以上（債務者の有利子負債が十億円に満たない場合には、二人以上）選任することとし、当該手続実施者の中には監督委員又は管財人の経験を有する者及び公認会計士がそれぞれ一人以上含まれなければならない。</p>	<p>（認証紛争解決事業者の認定に係る手続実施者の要件）</p> <p>第四条 法第四十八条第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第四十八条第一項第一号の手続実施者を補佐する者として二年以上事業再生に携わった経験を有すること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項第二号の手続実施者の中には、民事再生法第五十四条第二項の監督委員（以下単に「監督委員」という。）若しくは同法第六十四条第一項の管財人又は会社更生法第四十二条第一項の管財人（以下単に「管財人」という。）の経験を有する者が一人以上含まれなければならない。ただし、事業再生計画案が債権放棄を伴う場合には、手続実施者を三人以上選任することとし、当該手続実施者の中には監督委員又は管財人の経験を有する者及び公認会計士がそれぞれ一人以上含まれなければならない。</p>

らない。

(資金の借入れが事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準)

第十七条 (略)

2 特定認証紛争解決事業者は、法第五十二条各号の確認を行う場合には、事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議、事業再生計画案の協議のための債権者会議又は事業再生計画案の決議のための債権者会議において行わなければならない。

3 (略)

(資金の借入れが事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準)

第十七条 (略)

2 特定認証紛争解決事業者は、法第五十二条各号の確認を行う場合には、第九条に規定する債権者会議において行わなければならない。

3 (略)